

八幡平市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金のご案内

八幡平市では、クマによる人身事故を防止するため、住宅地周辺にあるクリと柿の木の伐採に要する経費を補助します。

(申請受付開始日：令和8年5月11日(月)から受付を開始し、予算額に達し次第受付を締め切ります)

【1 対象木】

クリ、柿

【2 要件】

- ① 周囲半径約 50m以内に人家がある樹木であること
- ② 農地を守るための果樹等の伐採ではないこと。
- ③ 対象樹木を根元から伐採すること。
- ④ 対象樹木の胸高直径がおおむね 20 センチメートル以上又は樹高が5メートル以上もの。(胸高直径は地面から約1.3メートルの高さで測定する樹木の幹の直径)
- ⑤ 補助金の交付を受けようとする者と対象樹木の所有者が異なる場合は、対象樹木の所有者から同意を得ていること。
- ⑥ 対象樹木の伐採は、市内の伐採業者へ委託して行うこと。

【3 対象者】

市内に住所を有し、対象樹木を所有又は所有者から同意を得て管理する個人若しくは団体

【4 対象経費】

業者へ支払う伐採作業委託料及び伐採樹木処分委託料から、伐採により得た収入を控除した額

【5 補助金の額】

補助金の額は、対象経費の2分の1の額(千円未満切り捨て)とし、5万円を上限とします。

裏面に続きます。

【6 交付申請の際に提出するもの（伐採前）】

- ① 八幡平市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付申請書、事業計画書、
収支予算書
(八幡平市農林課窓口で受領いただくか、市HPから様式をダウンロード
ください)
- ② 対象樹木の所有者の伐採に関する同意書
- ③ 対象樹木及び対象樹木の本数を証明する写真及び位置図
- ④ 対象樹木の伐採作業委託料及び伐採樹木処分料の見積書の写し

【7 実績報告の際に提出するもの（伐採後）】

- ① 八幡平市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金実績報告書、事業実績書、
収支決算書
(八幡平市農林課窓口で受領いただくか、市HPから様式をダウンロード
ください)
- ② 伐採前と伐採後を証明する写真
- ③ 伐採作業委託料、伐採樹木処分委託料及び伐採により得た収入の支払を証
明する書類
- ④ 伐採樹木により得た収入を証明する書類

※補助決定の前に対象の樹木を伐採した場合、補助対象外となりますので、ご
注意ください。

予算額に達し次第締め切りとなります。

問い合わせ先
八幡平市産業建設部農林課林業係
電話：0195-74-2111（内 1335、1336）